

ストレスチェックの調査票は、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、及び「周囲のサポート」の3領域全てを含むものが条件です。具体的な項目数や内容は事業者が選定可能ですが、厚生労働省では、下記の「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」を推奨しています。

*中小規模事業場等向けに、より簡単な項目も示されています(23項目)。

■職業性ストレス簡易調査票(57項目)

*4段階で点数化し、5段階で評価します。

仕事のストレス要因	仕事の負担(量)		
	●非常にたくさんの仕事をしなければならない	●時間内に仕事が処理しきれない	●一生懸命働かなければならない
仕事の負担(質)	●かなり注意を集中する必要がある	●高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	●勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならぬ
身体的負担度	●体を大変よく使う仕事だ		
職場の対人関係	●私の部署内で意見のくい違いがある	●私の部署と他の部署とはうまく合わない	●私の職場の雰囲気は友好的である
職場環境	●私の職場の作業環境はよくない(騒音、照明、温度、換気等)		
仕事のコントロール度	●自分のペースで仕事ができる	●自分の仕事の順番・やり方を決めることができる	●職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる
技能の活用度	●自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない		
仕事の適性度	●仕事の内容は自分に合っている		
働きがい	●働きがいのある仕事だ		
活気	●活気がわいてくる	●元気がいっぱいだ	●生き生きする
イライラ感	●怒りを感じる	●内心腹立だしい	●イライラしている
疲労感	●ひどく疲れた	●へとへとだ	●だるい
不安感	●気がはりつめている	●不安だ	●落ち着かない
抑うつ感	●ゆううつだ	●何をするのも面倒だ	●気分が晴れない
	●物事に集中できない	●仕事が手につかない	●悲しいと感じる
身体愁訴	●めまいがする	●体のふしぶしが痛む	●頭が重かったり頭痛がする
	●首筋や肩がこる	●腰が痛い	●目が疲れる
	●動悸や息切れがする	●胃腸の具合が悪い	●便秘や下痢をする
	●食欲がない	●よく眠れない	
上司からのサポート	次の人はたちはどのくらい気軽に話ができますか? 1 上司 2 職場の同僚 3 配偶者、家族、友人等		
同僚からのサポート	あなたが困った時、次の人はたちはどのくらい頼りになりますか? 1 上司 2 職場の同僚 3 配偶者、家族、友人等		
家族・友人からのサポート	あなたの個人的な問題を相談したら、次の人はたちはどのくらい聞いてくれますか? 1 上司 2 職場の同僚 3 配偶者、家族、友人等		
満足度	●仕事に満足だ		
	●家庭生活に満足だ		

*厚生労働省「ストレスチェック項目等に関する検討会」資料より

ストレスチェックを
セルフケアに
役立てよう

自分のストレス度を知ることにより、積極的にストレスを解消する、考え方を変えてみる、だれかに相談するなどの対策をとることができます。こころの健康を保つきつかけとして活用していきましょう。

こころの相談や
セルフケアについて…

厚生労働省「こころの耳～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～」
<http://kokoro.mhlw.go.jp>



ストレスチェック制度とは?

平成26年6月、労働安全衛生法の一部を改正する法律により、従業員数50人*以上の企業(事業者)に、心理的な負担の程度をチェックするための検査(ストレスチェック)を義務づける制度が創設されました。施行は平成27年12月1日ですが、施行前にどのような制度なのか解説します。

*50人未満の事業所は、当分の間努力義務となります。

不利益な扱いを受けることはないの?

ストレスチェックの結果は、検査の*実施者から直接本人に通知されます。本人の同意なく、会社に結果を知られることはありません。また、面接指導の申出を理由として、労働者に不利益な取扱いを行うことは法律上、禁止されます。

*実施者となるのは、医師、保健師のほか、一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士で、雇用などの人事権をもつ監督的地位にある人は従事することはできません。

ストレスチェック制度とは?

毎年1回、定期的にストレス状況について検査を受けることにより、自分のストレス状態に気づいてもらい、こころの不調を早期に発見し、うつ病などを未然に防ぐものです。また、ストレスチェックの結果、面接指導が必要と判定された人で、本人から申出があったときは、医師による面接指導を行うことも事業者の義務となり、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。



■ストレスチェックと面接指導の枠組み

